

台湾 新竹市と 友好交流協定の施行に関する覚書を締結します

～新竹市との交流、更なる充実と加速～

本市は、令和6年9月29日に、台湾 新竹市と友好交流協定を締結しました。
今回、この協定の施行に関する覚書を締結し、交流を更に充実させることで、両市民の絆を深めるとともに、本市の市民の国際理解や多文化共生意識の醸成につなげていきます。

1. 背景

令和6年9月に締結した協定に基づき、現時点において、交流を進める具体的な取組を覚書として定めるものです。

2. 覚書の主な内容

○観光交流

・両市の市民の往来を促進するため、支援制度等の設置、都市ブランドの発信、ツアー等の計画・PRなど、相互に情報を共有

○シティプロモーション

・市民における、両市の認知度向上を図るため、観光情報サイトや情報発信ツールを活用し、イベント、祭り、観光施設など、両市の様々な観光情報を発信

○産業交流

・両市の経済発展と貿易振興、投資促進に寄与するため、民間団体や企業等に関する情報を相互に共有するとともに、民間団体や企業間の交流等に協力

○若者や子どもたちの交流

・両市の若い世代の国際感覚の醸成を図り、国際理解の促進を図るため、教育旅行やホームステイ、留学支援、スポーツ・文化交流、学校間交流等を推進

3. 覚書の締結

(1) 期日:令和7年1月16日(木)

(2) 場所:新竹市政府 庁舎(新竹市中正路120號)

(3) 出席:(八代市)市長公室長、(新竹市)市長代理 邱 臣遠 氏、秘書長 張 治祥 氏

(4) 署名:八代市市長公室長、新竹市政府秘書長

問合せ 市長公室 国際課 担当:村橋・町田
TEL 0965-33-6846